

【 申込期限と取扱開始期 】

| 税目 | 申込期限 | 取扱開始期（振替日） | 税目 | 申込期限 | 取扱開始期（振替日） |
|-------------------|--------|------------|---------------------------|--------|------------|
| 市・普通 道徴収 税分 | 05月20日 | 1期（06月30日） | 固定 市資 計産 画税 ・ | 03月20日 | 1期（04月30日） |
| | 07月20日 | 2期（08月31日） | | 06月20日 | 2期（07月31日） |
| | 09月20日 | 3期（10月31日） | | 08月20日 | 3期（09月30日） |
| | 12月20日 | 4期（01月31日） | | 11月20日 | 4期（01月04日） |

上記日付が金融機関等の休業日にあたる場合は、申込期限は前営業日に、振替日は翌営業日に読み替えて下さい。

札幌市税口座振替依頼（届出）書・自動払込利用申込書（申込者控）

（依頼内容をメモしていただき、お手元に保管してください。）

| | | | | | | |
|----------|-----------------------|-----------------|---------|---|---|---|
| 申し込み金融機関 | 銀行・信金・信組 金庫・農協・信漁連 | 本店 支店 出張所 | 申し込み年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 口座名義人 | 納税義務者 | | | | | |

●申し込み区分

| | |
|---|----|
| 1 | 新規 |
| 2 | 変更 |
| 3 | 解約 |

●申し込み内容

| 税目 | 開始期 | 納税通知書番号 | | | |
|------------------|-----|---------|--|--|--|
| 市・道民税 （普通徴収分） | | | | | |
| 固定資産税 （土地家屋分） | | | | | |
| 固定資産税 （償却資産分） | | | | | |

●金融機関（ゆうちょ銀行以外）

| 預金種目 | 口座番号 |
|------|------|
| 1 普通 | |
| 2 当座 | |
| 3 納準 | |

●ゆうちょ銀行

| 通帳記号 | 通帳番号（右詰めで記入） |
|------|--------------|
| 1 | 0の |

【約 定】

1. 預貯金の支払手続きについては、預貯金規定又は当座勘定約定書にかかわらず、預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出又は当座小切手の提出などいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
2. 指定預貯金残高が振替日において納付書金額に満たないときは、納付書を返却されても異議はありません。
3. この口座振替（自動払込）依頼に関し、貴店が必要と認めた場合には、解約されても異議はありません。
4. この取扱いについて仮に紛議が生じて、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。
5. 振り替えの確認は、預貯金通帳にて行いますので、領収書について発行されなくても差し支えありません。

【札幌市あて】

1. 指定預貯金残高の不足により振り替えできない状態が続いたとき及び3年間以上の口座振替実績のないときは、口座振替（自動払込）の取扱いを停止されても異議はありません。
 2. 上記市税について還付金が生じた場合は、上記金融機関口座への振り込みを依頼します。ただし、納税準備預金口座には、振り込みできませんので、納税義務者が別に指定する方法で還付金を受け取ります。
 3. 随時課税分について振り替えても異議はありません。
- 「ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。」